う。）に対し、認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従って行う事業適応のための措置のうち産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務を追加すること等とした。（第二一条の二四第一項第一号及び第二一条の三五第二項関係）

5　特別事業再編計画の認定等

㈠　特別事業再編計画の認定等について規定することとし、中小企業投資育成株式会社は、認定特別事業再編事業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置（産業競争力強化法第二四条の二第五項の措置を含む。）を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式等を引き受け、当該引受けに係る株式等を保有する事業を行うことができること等とした。（第二四条の二、第二四条の三、第三三条、第三四条第二号、第三五条第一項第三号及び第四六条の二関係）

㈡　情報・研修館は、認定事業再編事業者等である特定中堅企業者の依頼に応じて、工業所有権の保護及び利用に関し必要な助言を行うこと等とした。（第三四条の二及び第三五条第一項第二号関係）

6　株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等

株式会社産業革新投資機構は、経済事情等を考慮しつつ、令和三二年三月三一日までに、保有する全ての有価証券及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならないこと等とした。（第一一〇条第二項及び第三項関係）

二　投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正

外国法人の定義を見直すとともに、投資事業有限責任組合契約の対象に、暗号資産の取得等を追加することとした。（第二条第一項並びに第三条第一項第一号、第二号、第六号の二、第八号及び第一一号並びに第二項関係）

三　独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部改正

情報・研修館は、中小企業者（特許法第一〇九条の二第二項に規定する中小企業者をいう。）等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言等を行うことができることとした。（第一一条第六号、第七号及び第一〇号関係）

四　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金の交付（革新的な鉱工業技術を活用して新たな事業の開拓を行う事業者であって、その事業の将来における成長発展を加速するために外部からの投資を受けることが特に必要と認められるものに対するものに限る。）等を行うことができることとした。（第一五条第三号の二及び第八号の二関係）

五　附則関係

1　この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則第三条～第六条関係）

2　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第七条～第一三条関係）

六　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月以内の政令で定める日から施行することとした。

◇情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（法律第四六号）（デジタル庁）

一　デジタル社会形成基本法の一部改正関係

1　デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針として、情報システムで用いられ、又は公的基礎情報データベースを構成するデータを正確かつ最新の内容に保つことその他のデータの品質を確保するために必要な措置が講じられなければならないこととした。（第三四条関係）

2　デジタル社会の形成に関する重点計画において定める事項として、データの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策を追加することとした。（第三九条第二項第一五号関係）

二　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正関係

1　目的

国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策について定めることを追加することとした。（第一条関係）

2　情報システム整備計画

情報システム整備計画において定める事項として、データの品質の確保に関する事項を追加することとした。（第四条第二項第五号ロ関係）

3　特定法人事項変更届出に関する特例

㈠　特定法人事項変更登記情報（法人の名称その他の当該法人に係る登記事項（以下「特定法人事項」という。）の変更の登記があった場合における当該変更の登記に係る情報をいう。以下同じ。）を受けようとする行政機関等は、日曜日その他の主務省令・法務省令で定める日を除き、毎日、法務大臣に対し、特定法人事項変更届出（他の法令の規定において、特定法人事項を変更した場合にはその旨を行政機関等に対して届け出なければならないこととされている届出であって主務省令・法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の対象法人の法人番号等を通知して、これの提供を求めるものとし、法務大臣は、特定法人事項の変更の登記があったときは、当該求めを受けた日の翌日までに、当該行政機関等に対して特定法人事項変更登記情報を提供することとした。（第一三条第一項及び第二項関係）

㈡　特定法人事項変更届出に関する他の法令の規定の適用については、行政機関等が㈠による提供を受けた場合には、当該特定法人事項変更登記情報に係る特定法人事項の変更について、当該特定法人事項変更届出の対象法人から当該行政機関等に対する特定法人事項変更届出が行われたものとみなす（当該変更について既に特定法人事項変更届出が行われている場合を除く。）こととした。（第一四条第一項関係）

4　公的基礎情報データベース整備改善計画

㈠　政府は、国の行政機関等が保有する公的基礎情報データベースであって、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理における国民の利便性の向上及び行政運営の改善に資するもの（以下「国の公的基礎情報データベース」という。）の整備及びその利用を促進するための改善を総合的かつ計画的に実施するため、公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する計画（以下「公的基礎情報データベース整備改善計画」という。）を作成しなければならないこととした。（第一九条関係）

㈡　国の行政機関等は、公的基礎情報データベース整備改善計画に従って国の公的基礎情報データベースの整備及び改善を行わなければならないこととした。（第二〇条第一項関係）

㈢　国の行政機関等は、国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関する事項にあっては独立行政法人国立印刷局に対し、当該データについてのデータの標準化に係る基準に関する事項にあっては独立行政法人情報処理推進機構に対し、技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を求めることができることとした。（第二〇条第二項関係）

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正関係

1　個人番号カードの記載事項・本人確認の措置

個人番号カードの記載事項から性別を削除するとともに、個人番号利用事務等実施者が行う本人確認の措置について、性別に係る情報を利用している個人番号利用事務等の処理に関し個人番号の提供を受ける場合において、個人番号カードの提示を受けるときは、併せて、個人番号カードに記録された性別に係る情報を電磁的方法により確認しなければならないこととした。（第二条第七項及び第一六条ただし書関係）

2　カード代替電磁的記録

㈠　「カード代替電磁的記録」とは、個人番号カードの記録事項に係る電磁的記録及び当該電磁的記録がその送信を行った者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構が電子署名を行ったものにより一体的に構成された電磁的記録をいうこととするとともに、個人番号利用事務等実施者が行う本人確認の措置として、個人番号を提供する者からカード代替電磁的記録の送信を受けて確認を行うことを追加することとした。（第二条第八項及び第一六条第二号関係）